

## 区役所・サンプラザ地区再整備推進区民会議 運営要領

## (目的)

第1条 本要領は、区役所・サンプラザ地区再整備推進区民会議設置要綱第8条に基づき、区役所・サンプラザ地区再整備推進区民会議（以下、「会議」という。）の円滑な会議運営のために必要となる事項を定めるものである。

## (会議の公開等)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 会議の配付資料は、原則として公開とする。

3 座長が特に必要と認める場合は、会議または配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## (会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は、前条第3項の規定により会議を非公開とする場合を除き、原則として認める。

2 傍聴人の数は、会議場の広さを勘案した上で、座長が決定する。

3 傍聴人は、会議当日、傍聴人名簿に記載した順番に受け付ける。

4 会議の撮影又は録音は、原則として認めない。

5 座長は、傍聴人が会議の円滑な運営を妨げると認められる場合において、当該傍聴人に対し、会議場からの退場を命じることができる。

## (議事要旨)

第4条 会議の議事要旨は事務局が作成し、出席委員の確認を得た後、公開することとする。

## 附則

本要領は、2018年8月21日から施行する。